

## 春日井市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域における公的介護施設等（以下「施設」という。）の計画的な整備等の促進を図るため、民間事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、現に施設の運営主体となっている者又は運営主体となる者とする。

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市が作成した防災・減災等事業整備計画に基づき補助事業者が行う別表に定める事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表補助対象経費の欄に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金その他の補助金の交付を受けている費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める費用

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助事業に要する経費に相当する額以内の額とし、別表区分の欄に応じ、それぞれ基準単価の欄に定める金額に単位の数を乗じて得た金額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額（同表に補助率の定

めがある場合は、当該金額に当該補助率を乗じて得た額) とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 算出内訳書(第1号様式)
- (2) 設計図書
- (3) 工事費明細書
- (4) 工事工程表
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(年度繰越の協議等)

第8条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない場合は、その理由を記載した書類を市長に提出し、年度繰越の可否について、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(契約の締結)

第9条 補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

2 前項の契約は、補助金の交付申請後に締結しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

4 補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金は、この限りでない。

(仕入控除税額の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が全国的に展開する組織の支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき市長に報告しなければならない。

3 市長は、前2項の報告があった場合は、当該仕入控除額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(財産の管理等)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得又は効用の増加した価格が300,000円以上の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

3 市長は、補助事業者に市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(帳簿等の備付け)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、

当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（補助金の交付方法）

第13条 補助金は、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に補助事業者の請求により交付する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、規則第4条の交付決定をした後、補助事業者の請求に基づいて補助金を交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算することができる。

（実績報告）

第14条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から30日以内又は補助金の交付決定のあった当該年度の末日（補助事業を年度繰越した場合にあっては、翌年度の末日）のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第2号様式）
- (2) 精算額算出内訳書（第3号様式）
- (3) 補助対象経費の実支出額を明らかにする書類（契約書の写し、領収証の写し等）
- (4) 竣工した建物等の配置図、平面図及び立面図
- (5) 補助事業の竣工写真
- (6) 検査済証の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（検査等）

第15条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

別表（第3条、第4条及び第5条関係）

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

1 既存の小規模施設等におけるスプリンクラー等整備事業

区分		基準単価	単位	補助対象経費
スプリンクラー設備	1,000㎡未満の場合	9,710円の範囲内で市長の認めた額	対象施設ごと1㎡当たり	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	1㎡当たり9,710円の範囲内で市長の認めた額と2,440,000円の範囲内で市長の認めた額との合計	対象施設ごと	
	300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080,000円の範囲内で市長の認めた額	施設数	
	500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325,000円の範囲内で市長の認めた額		

備考 表中の既存の小規模施設等とは、次の施設をいう。

- (1) 小規模ケアハウス
- (2) 都市型軽費老人ホーム
- (3) 小規模有料老人ホーム
- (4) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (6) 生活支援ハウス(宿泊を伴う高齢者施設等のうち市長が適当と認めたものを含む。)

2 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

区分	基準単価	単位	補助対象経費
(1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模ケアハウス (3) 小規模介護老人保健施設 (4) 小規模介護医療院	15,400,000円 の範囲内で市長の認めた額	施設数	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
(1) 小規模養護老人ホーム (2) 認知症高齢者グループホーム (3) 小規模多機能型居宅介護事業所 (4) 地域医療介護総合確保基金管理運営要領別記1-12(1)の対象施設であって、市長が必要と認めたもの	7,730,000円 の範囲内で市長の認めた額		

### 3 高齢者施設等の給水設備整備事業

区分	基準単価	単位	補助対象経費	補助率
(1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模ケアハウス (3) 小規模介護老人保健施設 (4) 小規模介護医療院 (5) 小規模養護老人ホーム (6) 認知症高齢者グループホーム (7) 小規模多機能型居宅介護事業所 (8) 地域医療介護総合確保基金管理運営要領別記1-12(1)の対象施設であって、市長が必要と認めたもの	市長の認めた額	施設数	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）。ただし、別の負担（補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	3/4

4 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業

区分	基準単価	単位	補助対象経費	補助率
(1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設 (2) 上記以外の小規模老人短期入所施設 (3) 小規模ケアハウス (4) 都市型軽費老人ホーム (5) 小規模介護老人保健施設 (6) 小規模介護医療院 (7) 小規模養護老人ホーム (8) 小規模有料老人ホーム (9) 地域密着型通所介護事業所 (10) 認知症対応型通所介護事業所 (11) 認知症高齢者グループホーム (12) 小規模多機能型居宅介護事業所 (13) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (14) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (15) 夜間対応型訪問介護事業所 (16) 介護予防拠点 (17) 地域包括支援センター (18) 生活支援ハウス (19) 緊急ショートステイ (20) 施設内保育施設	市長の認めた額	施設数	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）。ただし、別の負担（補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	3 / 4

5 介護職員の宿舎施設整備事業

区分	基準単価	単位	補助対象経費	補助率
(1) 特別養護老人ホーム (2) 介護老人保健施設 (3) 介護医療院 (4) ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) (5) 認知症高齢者グループホーム (6) 小規模多機能型居宅介護事業所 (7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	市長の認め た額	施設数	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備(宿舎の整備と一体的に整備されるものであって市長が必要と認めた整備を含む)に必要な工事費又は工事請負費。ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は、工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。また、介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共有部分を含む。)が33㎡までの部分とする。	1 / 3

6 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

区分	補助事業		基準単価	単位	補助対象経費
(1) 特別養護老人ホーム (2) 介護老人保健施設 (3) 介護医療院、介護療養型医療施設 (4) 養護老人ホーム (5) 軽費老人ホーム (6) 認知症高齢者グループホーム	簡易陰圧装置設置経費支援		4,710,000円	台数	補助対象事業を実施するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費。ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
(7) 小規模多機能型居宅介護事業所 (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 有料老人ホーム (10) サービス付き高齢者向け住宅	ゾーニング環境等の整備に係る経費支援	ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,090,000円	1か所	
(11) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 (12) 生活支援ハウス		従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	6,540,000円	1か所	
		家族面会室の整備等経費支援	3,820,000円	施設・事業所	

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所  
氏 名  
（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

算出内訳書

（単位：円）

事業名	設置主体	総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄付金その他 の収入額 C	差引額 D (A-C)	BとDを比較し て少ない方の額 E	基準額 F	交付金 所要額 G	抵当権設定 の有無
既存の小規模施設等における スプリンクラー等整備事業									
認知症高齢者グループホーム 等防災改修等支援事業									
高齢者施設等の給水設備整備 事業									
高齢者施設等の防犯対策及び 安全対策強化事業									
介護職員の宿舎施設整備事業									
簡易陰圧装置設置経費支援									
ユニット型施設の各ユニット への玄関室設置によるゾーニ ング経費支援									
従来型個室・多床室のゾーニン グ経費支援									
家族面会室の整備等経費支援									
合 計									

（注1）交付金所要額欄には、各施設の所要額を記入することとし、E欄とF欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

（注2）抵当権設定有無欄には、補助財産取得時に併せて抵当権設定する場合「有り」と記入し、抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）を添付すること。

（注3）G欄については1,000円未満を切り捨てた額を記入すること。

第2号様式（第14条関係）

事業報告書

1 補助事業の概要（内容、実績、効果等）

2 収支報告

ア 収入

（単位：円）

区分	金額
合計	

イ 支出

（単位：円）

区分	金額
合計	

第3号様式（第14条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所  
氏 名  
（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

精算額算出内訳書

（単位：円）

事業名	設置主体	総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄付金その他 の収入額 C	差引額 D (A-C)	BとDを比較して少ない方の額 E	基準額 F	交付金 所要額 G	交付金 交付決定額 H	交付金 受入済額 I	差引過 不足額△ J (I-G)	抵当権設定 の有無
既存の小規模施設等における スプリンクラー等整備事業												
認知症高齢者グループホーム 等防災改修等支援事業												
高齢者施設等の給水設備整備 事業												
高齢者施設等の防犯対策及び 安全対策強化事業												
介護職員の宿舎施設整備事業												
簡易陰圧装置設置経費支援												
ユニット型施設の各ユニット への玄関室設置によるゾー ニング経費支援												
従来型個室・多床室のゾー ニング経費支援												
家族面会室の整備等経費支援												
合 計												

- （注1） 交付金所要額欄には、各施設の所要額を記入することとし、E欄とF欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- （注2） 抵当権設定有無欄には、補助財産取得時に併せて抵当権設定する場合「有り」と記入し、抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）を添付すること。
- （注3） G欄については1,000円未満を切り捨てた額を記入すること